

## 医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示について

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し医療 DX 体制の整備、推進をしながら診察を行います。

令和 6 年 6 月 1 日より、国が定めた診療報酬改定にともない、診療報酬を下記の通り算定いたします。

### ■初診の方

- ・保険証利用での受診：3 点
- ・マイナ保険証利用(診療情報提供書持参)での受診： 1 点

### ■再診の方（3 か月に 1 回算定）

- ・保険証利用での受診：2 点
- ・マイナ保険証利用(診療情報提供書持参)での受診：1 点

### ■医療 DX 推進体制整備加算：8 点（月 1 回算定）

マイナ保険証利用や電子処方箋利用で診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めていますので、ご理解・ご協力よろしくお願いたします。なお、マイナ保険証利用の場合は、「薬剤情報・健診結果の取得に同意をした場合」にのみ上記の加算が成されます。

※これらは令和 6 年 6 月 1 日時点での指針によるものです。今後は政府の指針に合わせて変更し得ることをご理解ください。

令和 6 年 5 月

きつかわクリニック  
吉川慎一